

議 案

議案第 1 号

令和 2 年度財政投融资計画補正

令和2年度財政投融资計画補正

機 関 名	財 政 融 資			産 業 投 資			政 府 保 証			合 計			参 考					
	計 画 (億円)	補 正 (億円)	改定計画 (億円)	計 画 (億円)	補 正 (億円)	改定計画 (億円)	計 画 (億円)	補 正 (億円)	改定計画 (億円)	計 画 (億円)	補 正 (億円)	改定計画 (億円)	自 己 資 金 等			再 計		
													計 画 (億円)	補 正 (億円)	改定計画 (億円)	計 画 (億円)	補 正 (億円)	改定計画 (億円)
株式会社日本政策金融公庫	130,170	310,810	440,980	214	—	214	—	65,000	65,000	130,384	375,810	506,194	(3,000)	(—)	(3,000)	212,017	401,440	613,457
沖縄振興開発金融公庫	3,684	4,146	7,830	18	—	18	—	—	—	3,702	4,146	7,848	(100)	(—)	(100)	5,437	6,155	11,592
独立行政法人福祉医療機構	3,844	13,200	17,044	—	—	—	—	—	—	3,844	13,200	17,044	(200)	(—)	(200)	4,075	13,535	17,610
地 方 公 共 団 体	29,346	102	29,448	—	—	—	—	—	—	29,346	102	29,448	88,014	163	88,177	117,360	265	117,625
株式会社日本政策投資銀行	4,500	—	4,500	2,000	1,000	3,000	4,500	—	4,500	11,000	1,000	12,000	(6,100)	(—)	(6,100)	29,000	2,000	31,000
食料安定供給特別会計外 28機関	40,197	—	40,197	3,278	—	3,278	12,321	—	12,321	55,796	—	55,796	(50,407)	(—)	(50,407)			
合 計	211,741	328,258	539,999	5,510	1,000	6,510	16,821	65,000	81,821	234,072	394,258	628,330	(59,807)	(—)	(59,807)			

財政投融资計画の運用に当たっては、経済事情の変動等に応じ、国会の議決の範囲内で財政融資又は政府保証を増額することができる。

- (注) 1 「財政融資」、「産業投資」及び「政府保証」は、それぞれ「財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律」(昭48法7)第5条第2項第1号、第2号及び第3号に掲げる運用、投資及び債務保証である。
- 2 「自己資金等」欄の()書は、財投機関債(独立行政法人等が民間金融市場において個別に発行する政府保証のない公募債券をいう。)の発行により調達する金額を内書したものである。
- 3 「参考」欄の計数は、それぞれ四捨五入によっている。

議案第2号

令和2年度財政融資資金運用計画の一部変更

令和2年度財政融資資金運用計画の一部変更について

令和2年度における財政融資資金運用計画について、下記のとおり変更する。

記

(単位：億円)

機 関 名	現計画	追 加	追加後計画
株式会社日本政策金融公庫	130,170	310,810	440,980
沖縄振興開発金融公庫	3,684	4,146	7,830
独立行政法人福祉医療機構	3,844	13,200	17,044
地方公共団体	29,346	102	29,448

議案第 3 号

令和 2 年度の財政融資資金の融通条件の改定

令和2年度の財政融資資金の融通条件の改定について

令和2年度の財政融資資金の融通条件（令和元年12月18日決定、令和2年4月6日改定、令和2年度特別会計補正予算（特第1号）の成立日から適用）を下記のように改め、令和2年度特別会計補正予算（特第2号）の成立日から適用する。

なお、貸付利率は、国債の利回りを基準として財務大臣が毎月定める利率とする。

記

1. 記3 株式会社日本政策金融公庫に対する貸付けイ（イ）ただし書を次のとおり改める。

- ただし、（i）令和2年度における貸付けのうち2,860億円については、15年以内、16,370億円については、15年以内（1年以内の据置期間を含む。）、15,880億円については、9年以内、60,020億円については、9年以内（1年以内の据置期間を含む。）、44,240億円については、6年以内（1年以内の据置期間を含む。）、820億円については、6年以内（満期一括償還）
- （ii）挑戦支援資本強化特例制度に係る貸付けについては、7年以内（満期一括償還）
- （iii）新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付制度（仮称）に係る貸付けについては、10年以内（満期一括償還）

2. 記3 株式会社日本政策金融公庫に対する貸付けイ（ロ）ただし書を次のとおり改める。

- ただし、（i）令和2年度における貸付けのうち4,506億円については、15年以内、28,050億円については、15年以内（1年以内の据置期間を含む。）、11,268億円については、10年以内、46,750億円については、10年以内（1年以内の据置期間を含む。）、288億円については、10年以内（満期一括償還）、240億円については、6年

- 以内（満期一括償還）、18,700億円については、5年以内（1年以内の据置期間を含む。）
- (ii) 5年経過ごと金利見直し貸付に係る貸付けについては、5年以内（満期一括償還）とすることができる。
 - (iii) 挑戦支援資本強化特例制度に係る貸付けについては、7年以内（満期一括償還）
 - (iv) 新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付制度（仮称）に係る貸付けについては、10年以内（満期一括償還）

3. 記3 株式会社日本政策金融公庫に対する貸付けイ（ハ）ただし書を次のとおり改める。

ただし、令和2年度における貸付けのうち65億円については、30年以内（20年以内の据置期間を含む。）、670億円については、15年以内、2,405億円については、10年以内、3,135億円については、5年以内

4. 記3 株式会社日本政策金融公庫に対する貸付けイ（ホ）ただし書を次のとおり改める。

ただし、指定金融機関への貸付条件を満期一括償還とする貸付に係る貸付けについては、20年以内（満期一括償還）、15年以内（満期一括償還）又は5年以上10年以内（満期一括償還）とすることができる。

5. 記4 沖縄振興開発金融公庫に対する貸付けイただし書中（イ）を次のとおり改める。

（イ）令和2年度における貸付けのうち192億円については、25年以内（2年以内の据置期間を含む。）、207億円については、20年以内（2年以内の据置期間を含む。）、2,707億円については、7年以内（1年以内の据置期間を含む。）

6. 記9 独立行政法人福祉医療機構に対する貸付けイただし書を次のとおり改める。

ただし、（イ）福祉貸付のうち経営資金に係る貸付け並びに医療貸付のうち機械購入資金及び長期運転資金に係る貸付けについては、5年以内（1年以内の据置期間を含む。）

（ロ）医療貸付のうち地域医療構想支援資金に係る貸付けにつ

- いては、10年以内（4年以内の据置期間を含む。）
- (ハ) 新型コロナウイルス対応支援資金に係る貸付けについては、15年以内（5年以内の据置期間を含む。）
- (ニ) 令和2年度における貸付けのうち1,839億円については、30年以内（2年以内の据置期間を含む。）、138億円については、10年以内（1年以内の据置期間を含む。）とすることができる。

議案第 4 号

令和 2 年度及び令和 3 年度における財政融資資金の
地方公共団体に対する運用

議案

令和2年度及び令和3年度における財政融資資金の地方公共団体に対する運用について

財務大臣は、令和2年度及び令和3年度において、財政融資資金の地方公共団体に対する運用のうち、地方財政法附則第33条の5の12の規定（地方税法附則第59条第1項の規定による徴収の猶予等に伴う地方債の特例）に基づく地方債については、1年以内の運用を行うことができることとする。ただし、当該年度中の運用の実績は、翌年度の本審議会に報告しなければならない。

議案關係說明資料

議案第 1 号、第 2 号及び第 3 号関係

中小・小規模事業者や中堅・大企業等の資金繰りのため、実質無利子・無担保融資を含む、融資規模の拡充や資本性資金の活用など、金融機能の強化に向けた対応を行う。補正追加額・補正後計画額ともに、過去最高。

追加額 39兆4,258億円（うち財政融資 32兆8,258億円、産業投資 1,000億円、政府保証 6兆5,000億円）

<主な追加額>

1. (株)日本政策金融公庫 37兆5,810億円

(1) 中小・小規模事業者向け融資 : 22兆2,630億円

- － 新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付制度の拡充。 (2兆9,130億円)
- － 新型コロナウイルス感染症に関する資本性劣後ローン制度の創設。 (3,500億円)

(2) 中小・中堅・大企業向け危機対応融資 : 15兆円

- － 企業の資金繰りや資本性劣後ローンの供給強化。

(3) 農林漁業者向け融資 : 3,180億円

- － 農林漁業セーフティネット資金の拡充。

2. (独)福祉医療機構 1兆3,200億円

- ▶ 新型コロナウイルス感染症により休業や事業を縮小した医療・福祉事業者に対する運転資金融資の拡充。

3. 沖縄振興開発金融公庫 4,146億円

- ▶ 新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付の拡充等による、中小・小規模事業者等の資金繰りの支援。

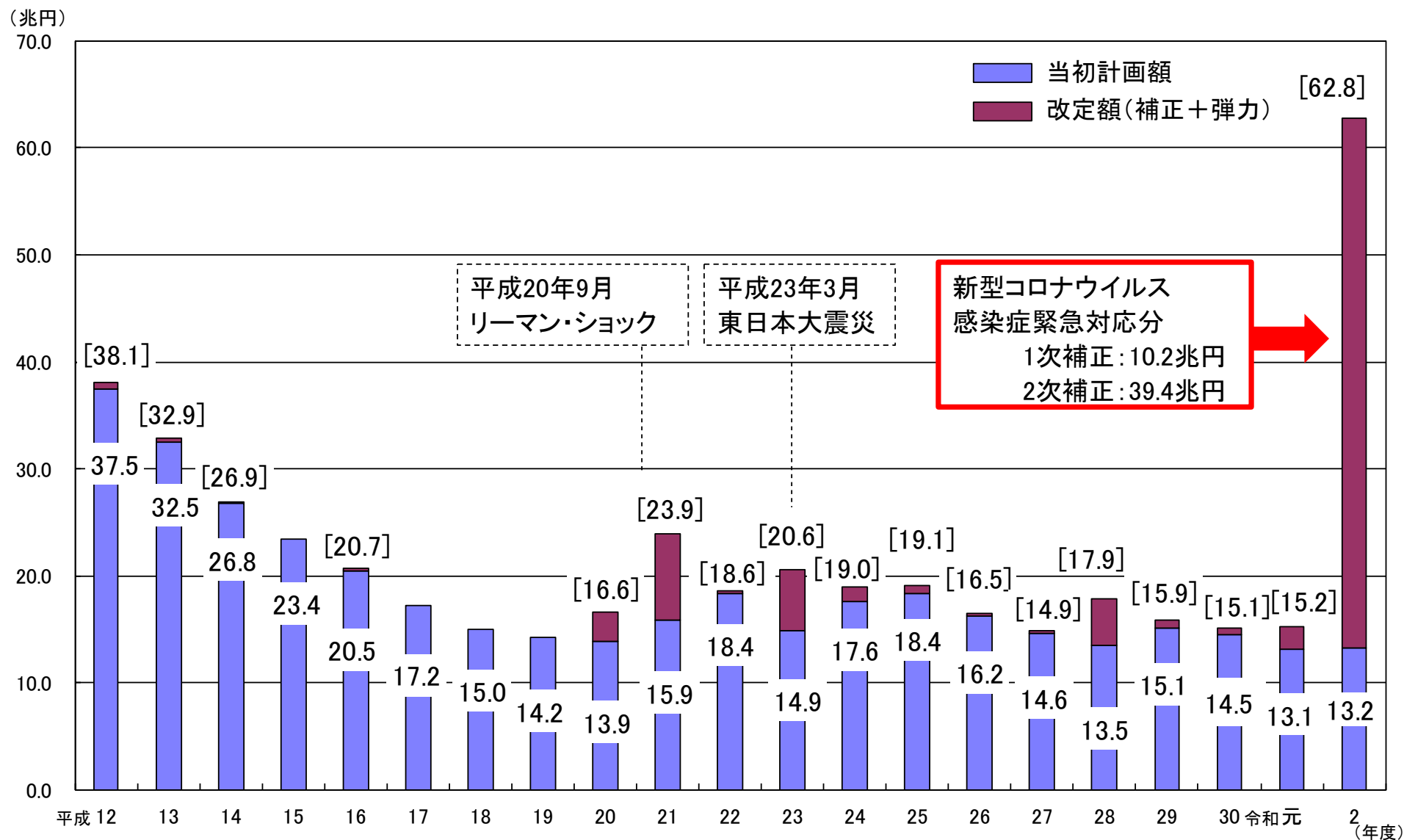
4. (株)日本政策投資銀行 1,000億円

- ▶ DBJ法改正（本年5月22日施行）により、特定投資業務の完了期限が延長され、より中長期的な目線で支援することが可能となったことを踏まえ、「新型コロナリバイバル成長基盤強化ファンド」による資本性資金の供給枠を拡充し、十分な投資規模を確保。

(注1) これらのほか、令和2年度第1次補正予算に伴い地方公共団体が実施する事業に必要な資金を確保するため、地方公共団体に対する財政融資を102億円追加する。
また、今回の第2次補正予算を受けて、地方公共団体に対する財政投融资の弾力追加を行う可能性がある。

(注2) 財政投融资計画の追加の財源として、財投債を32.8兆円追加発行する予定。

財政投融资計画額の推移(フロー)



- (注) 1. 当初計画ベース。[]は補正・弾力による改定後。
 2. 平成12年度は、一般財政投融资ベース。

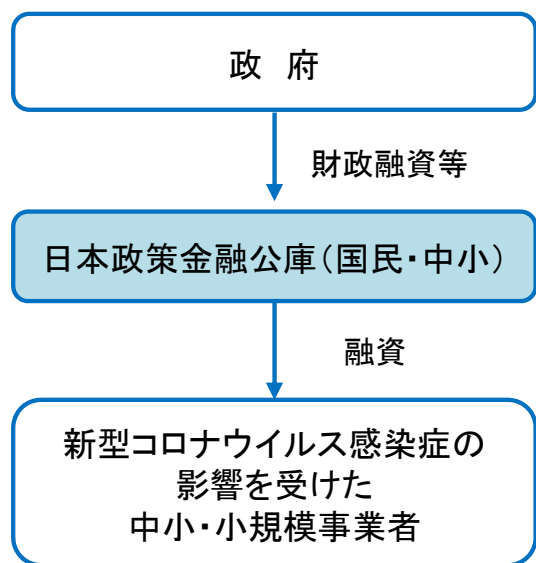
施策①: 強力な資金繰り対策(中小・小規模事業者、中堅・大企業)

- 実質無利子・無担保融資を含む、新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付制度を拡充し、中小・小規模事業者の資金繰りを支援する。
- 危機対応業務を拡充し、中小・中堅・大企業の資金繰りに万全を期すとともに、民間金融機関からの金融支援を促す資本性劣後ローンを実施する。

<(株)日本政策金融公庫(国民・中小)>

【2年度2次補正追加: 財政融資 21兆4,130億円
政府保証 5,000億円】

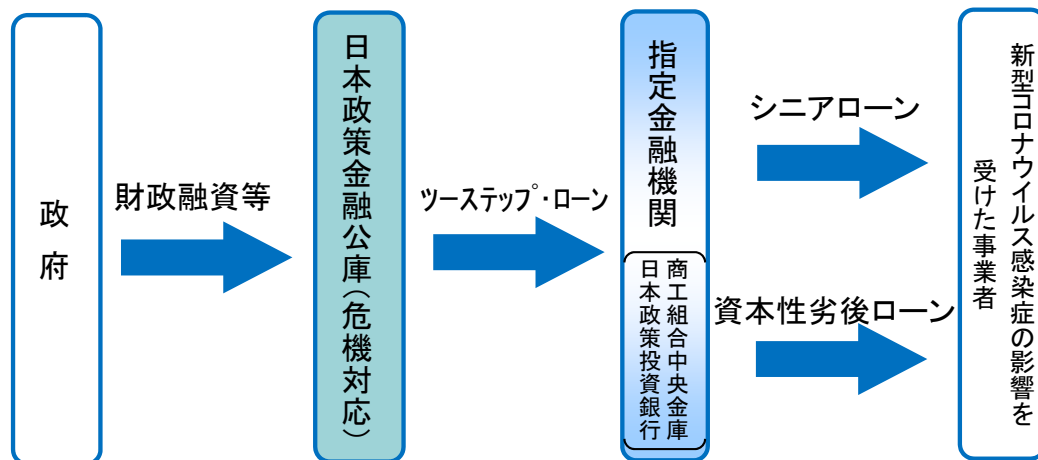
- 新型コロナウイルス感染症による影響を受けた中小・小規模事業者の資金繰りを支援するため、新型コロナウイルス感染症特別貸付を拡充。
特に影響の大きい中小・小規模事業者に対しては利子補給により実質無利子・無担保での貸付けを行う。



<(株)日本政策金融公庫(危機対応円滑化業務)>

【2年度2次補正追加: 財政融資 9兆円、政府保証 6兆円】

- 危機対応業務を拡充し、中小・中堅・大企業の資金繰りに万全を期すとともに、民間金融機関からの金融支援を促す資本性劣後ローン(5兆円程度)を実施。



※ 特に影響の大きい中小企業等に対しては、利子補給により当初3年間実質無利子・無担保での貸付けを実施(ただし、資本性劣後ローンについては当初3年間の金利を0.5%にする等の引下げを実施)。また、中堅企業に対しては、当初3年間0.5%の金利引下げを実施。

<沖縄振興開発金融公庫>

【2年度2次補正追加: 財政融資 4,146億円】

- 新型コロナウイルス感染症特別貸付の拡充等により、中小・小規模事業者等の資金繰りを支援。
特に影響の大きい中小・小規模事業者に対しては利子補給により実質無利子・無担保での貸付けを行う。

※ 日本政策金融公庫(国民・中小)に係る施策と同様に実質無利子化上限や貸付限度額を拡充。

※ 実質無利子化について、当初3年間(国民事業は4千万円【現行: 3千万円】、中小事業は2億円【現行: 1億円】が上限)が対象。
※ 貸付限度額について、国民事業は8千万円【現行: 6千万円】、中小事業は6億円【現行: 3億円】に拡充する。

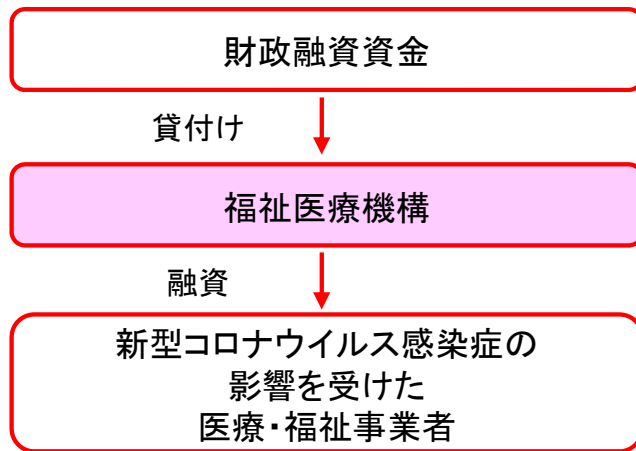
施策②: 強力な資金繰り対策(医療・福祉事業者、農林漁業者)

- (独)福祉医療機構の無利子・無担保融資制度を活用し、医療・福祉事業者が新型コロナウイルス感染症により休業や事業を縮小した場合の資金繰りを支援する。
- (株)日本政策金融公庫(農林)の実質無利子・無担保融資制度を活用し、農林漁業者が新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けた場合の資金繰りを支援する。

<(独)福祉医療機構>

【2年度2次補正追加:財政融資 1兆3,200億円】

- 新型コロナウイルス感染症により休業や事業を縮小した医療・福祉事業者に対し、無利子・無担保等の優遇融資により資金繰りを支援。



※ 医療貸付

- ・ 無利子について、当初5年間1億円まで現行の特例措置として認められているが、このうち、新型コロナウイルス感染症対応を行っている医療機関は、1億円又は「前年同月からの減収の2か月分」の高い方の金額まで拡充等。
- ・ 無担保について、3億円まで現行の特例措置として認められているが、このうち、新型コロナウイルス感染症対応を行っている医療機関は、3億円又は「前年同月からの減収の6か月分」の高い方の金額まで拡充等。

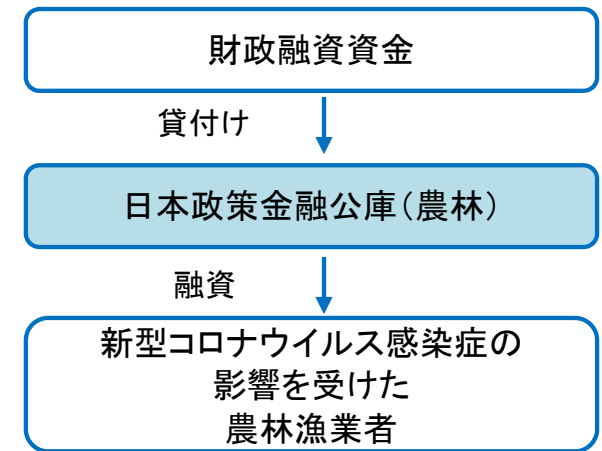
※ 福祉貸付

- ・ 無利子について、当初5年間3千万円まで現行の特例措置として認められているが、6千万円まで拡充等。

<(株)日本政策金融公庫(農林)>

【2年度2次補正追加:財政融資 3,180億円】

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、経営に影響が出ている農林漁業者に対し、実質無利子・無担保での貸付けを行うことにより資金繰りを支援。



※ 農林漁業セーフティネット資金の特例措置

- ・ 貸付期限を15年【現行:10年】に延長
(一次補正と同様の特例措置)
- ・ 貸付限度額の引き上げ(年間経費:6/12→12/12)
- ・ 当初5年間実質無利子化

※ スーパーL(農業経営基盤強化)資金の特例措置(一次補正と同様の特例措置)

- ・ 当初5年間実質無利子化

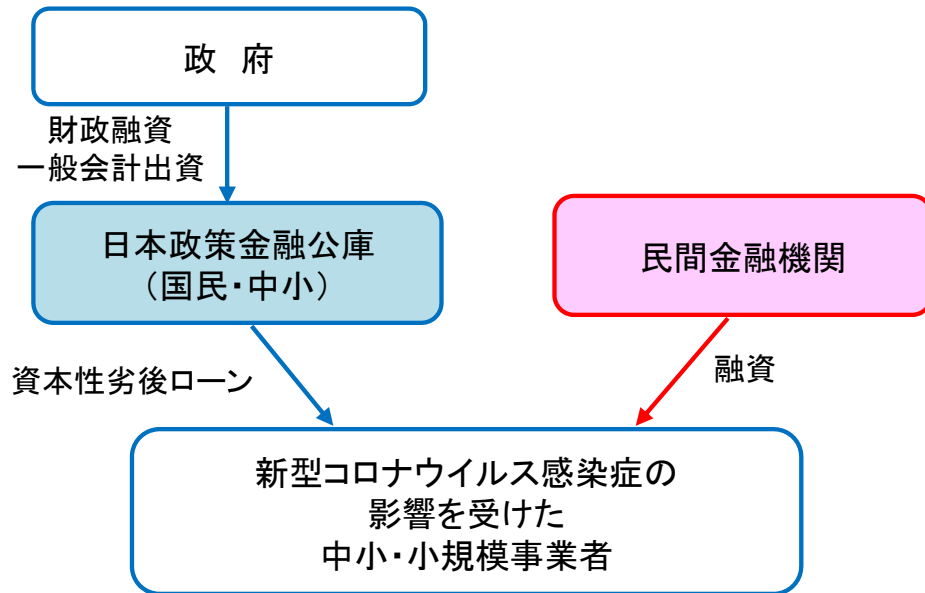
施策③: 資本性資金を活用した財務基盤強化

- (株)日本政策金融公庫(国民・中小)において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
に資本性劣後ローンを供給し、民間金融機関からの金融支援を促しつつ、事業の成長・継続を支援する。
- 危機対応業務を拡充し、中小・中堅・大企業の資金繰りに万全を期すとともに、民間金融機関
からの金融支援を促す資本性劣後ローンを実施する。【再掲】

<(株)日本政策金融公庫(国民・中小)>

【2年度2次補正追加:財政融資 3,500億円】

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に資本性劣後
ローンを供給し、民間金融機関からの金融支援を促しつつ、事業の
成長・継続を支援する。

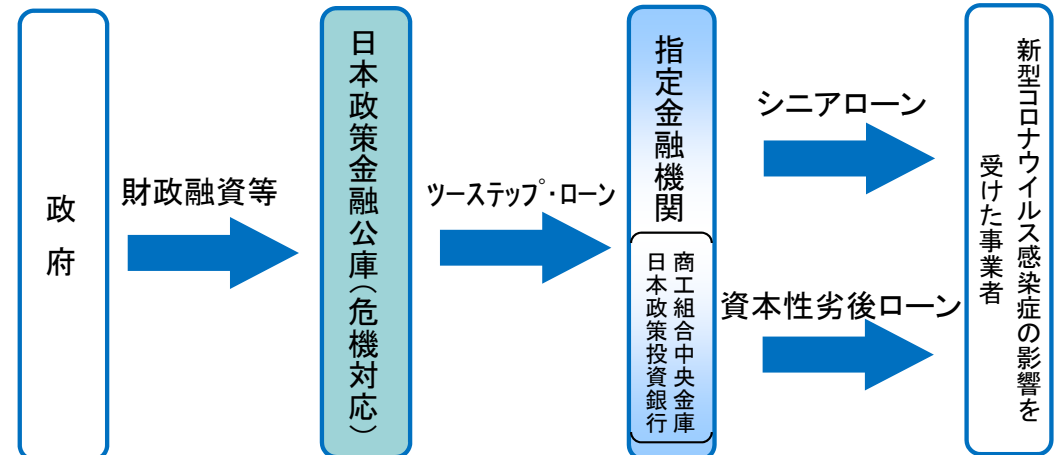


- ※ 事業者の金利負担軽減を図るために、当初3年間の金利を
国民事業1.05%、中小事業0.5%にする等の引下げを実施。
- ※ 貸付限度額は、国民事業は7千2百万円、中小事業は7.2億円。
- ※ 貸付期間は、5年1ヶ月、10年、20年。
- ※ 沖縄振興開発金融公庫についても同様の措置を講じる。

<(株)日本政策金融公庫(危機対応円滑化業務)>【再掲】

【2年度2次補正追加:財政融資 9兆円、政府保証 6兆円】

- 危機対応業務を拡充し、中小・中堅・大企業の資金繰りに万全を期す
とともに、民間金融機関からの金融支援を促す資本性劣後ローン(5兆
円程度)を実施。



- ※ 特に影響の大きい中小企業等に対しては、利子補給により当初3年間
実質無利子・無担保での貸付けを実施(ただし、資本性劣後ローンに
ついては当初3年間の金利を0.5%にする等の引下げを実施)。
- また、中堅企業に対しては、当初3年間0.5%の金利引下げを実施。

<(株)日本政策投資銀行(DBJ)>

【2年度2次補正追加:産業投資 1,000億円】

- DBJ法改正(本年5月22日施行)により、特定投資業務の完了期限
が延長され、より中長期的な目線で支援することが可能となったことを
踏まえ、「新型コロナリバイバル成長基盤強化ファンド」による資本性資
金の供給枠を拡充し、十分な投資規模を確保。

令和2年度財政投融资計画補正（案）の概要

（単位：億円）

機 関 名	令 和 2 年 度 当 初 計 画	令 和 2 年 度 1 次 補 正 追 加	令 和 2 年 度 2 次 補 正 追 加	令 和 2 年 度 2 次 補 正 追 加 後
株式会社日本政策金融公庫	36,684	93,700	375,810	506,194
うち危機対応円滑化業務	990	60,000	150,000	210,990
国民一般向け業務	20,340	17,000	123,630	160,970
中小企業者向け業務	9,454	14,000	99,000	122,454
農林水産業者向け業務	5,200	2,700	3,180	11,080
独立行政法人福祉医療機構	2,594	1,250	13,200	17,044
沖縄振興開発金融公庫	1,266	2,436	4,146	7,848
株式会社日本政策投資銀行	9,000	2,000	1,000	12,000
地方公共団体	29,346	—	102	29,448
独立行政法人国際協力機構	5,711	2,491	—	8,202
その他機関	47,594	—	—	47,594
合 計	132,195	101,877	394,258	628,330

議案第 4 号関係

地方税の徴収猶予の特例に伴う地方債の創設

1 地方税の徴収猶予の特例

- 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定、4月20日変更閣議決定）を受けて、収入が大幅に減少（一定の期間（1か月以上）において前年同期比概ね20%以上の減少）した場合において、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収猶予できる特例が設けられた。

※ 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する地方税について適用。

2 地方債の創設

- 上記の徴収猶予の特例が設けられたことに伴い、地方公共団体に一時的な減収が生じるため、当該減収額を補うことを目的とした地方債が創設された。

※ 地方税法等の一部を改正する法律（令和2年4月30日公布）により改正された地方財政法附則第33条の5の12により実施。

<地方債の概要>

- ・ 起債対象額：地方税の徴収猶予の特例に基づく年度を超えた徴収猶予額
- ・ 起債年度：令和2年度及び令和3年度
 - ※ 令和3年度が含まれるのは、令和2年12月及び令和3年1月を納期限とする地方消費税等が令和3年度の地方公共団体の歳入にも組み込まれるため。
- ・ 償還期限：1年以内
- ・ 資金：財政融資資金又は民間等資金
- ・ 充当率：100%

【参考】関連法規（抜粋）

○地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例）

附則第五十九条 地方団体の長は、新型コロナウイルス感染症（中略）及びそのまん延防止のための措置の影響により令和二年二月一日以後に納税者又は特別徴収義務者の事業につき相当な収入の減少であつて総務省令で定める事実があつたことその他これに類する事実（中略）がある場合において、これらの者が特定日（中略）までに納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金（中略）の全部又は一部を一時に納付し、又は納入することが困難であると認められるときは、政令で定めるところにより、その地方団体の徴収金の納期限内にされたこれらの者の申請（中略）に基づき、その納期限から一年以内の期間（中略）を限り、その地方団体の徴収金の全部又は一部の徴収を猶予することができる。（以下、略）

2～6 （略）

○地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）

（地方税法附則第五十九条第一項の規定による徴収の猶予等に伴う地方債の特例）

附則第三十三条の五の十二 地方公共団体は、令和二年度及び令和三年度に限り、地方税法附則第五十九条第一項（中略）の規定による徴収の猶予をする場合（中略）には、地方公共団体のこれらによる減収額を埋めるため、第五条の規定にかかわらず、当該減収額を勘案して総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内で、地方債を起すことができる。